

	鳥取県公報	令和7年7月1日（火） 号外第72号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 規 則 鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (29) （人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2		

規 則

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鳥取県条例第31号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 7 年 7 月 11 日とする。